

## 子供がいない人の相続

～遺言書の勧め～

令和7年6月作成



以前から少子高齢化が問題視されてきましたが、日本も人口減少局面に突入しました。少子化問題の一つの要因として、結婚しない人が増えているということが挙げられます。最近の調査では男性の2～3人に1人、女性の4～5人に1人が生涯結婚しないという情報がありました。また、3組に1組は離婚するという状態も長年続いています。さて、ここで少子化対策という大きな問題は置いておいて、個人の相続問題に目を向けてみましょう。

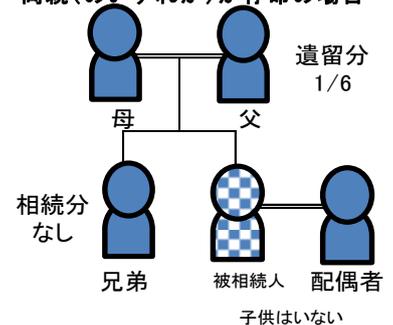
コラム No. 034、No. 136 で相続人と相続分の話をしました。ここで話した通り、子供がいない場合の相続人は尊属（父母・祖父母等）が、尊属もいない場合には兄弟姉妹（代襲相続人である甥姪を含む、以下同じ）が相続人になります。ここで気を付けなければならないのは【子供がいないが配偶者がいる場合】の相続問題です。この場合、相続人は「配偶者 + 亡くなった人の尊属」または「配偶者 + 亡くなった人の兄弟姉妹」です。

最近では核家族化が進行し、また、国際化により、兄弟が日本にいないというケースもあると思います。場合によっては所在不明という兄弟がいるかもしれません。特に単身者の場合は余計に連絡がつかない可能性が高くなるかもしれません。

さて、このような場合、相続の手続きは非常に困難なものになる可能性が出てきます。なぜなら現在の日本の法律では遺言書がない限り、**相続人全員で遺産分割協議を行わないと相続の手続きが完了できない**からです。**被相続人に子供がいない人の場合、亡くなった配偶者の親兄弟と遺産分割協議を行う必要があります**。そうすると、残された配偶者は他の相続人との間に直接の血縁関係がないにもかかわらず遺産分割協議を行わなければなりません。普段被相続人の親兄弟と連絡を取り合っていない場合はもちろん、上記のように共同相続人のうちに海外へ住んでいる者がいたり、そもそも行方が分からない者がいたりする場合には、亡くなった配偶者の親兄弟と連絡を取り、遺産分割の話し合が困難になります。この場合、連絡が取れたとしても話がまとまらないことも想像に難くありません。

これらの相続が考えられる場合、とりあえず、**遺言書を作成することをお勧め**します。有効な遺言書があれば遺産分割協議をすることなく相続の手続きが完了できるからです。子供がいない場合、被相続人の尊属が存命であれば配偶者と尊属が相続人となります。尊属には1/6の遺留分があるため、遺言書の作成があったとしても義父母等から遺留分侵害額請求をされる可能性があります。尊属が全員相続開始前に亡くなっている場合には義兄弟姉妹（代襲相続人である甥姪を含む）が相続人となりますが、兄弟姉妹には遺留分がないため、遺言書があれば遺留分侵害請求を受けることはありませんので、遺言書の内容が確定します。気を付けなければならないのは、遺言書に記載がない財産があると、その記載がない遺産については遺産分割協議を行う必要があるため、遺言書には「すべての財産を〇〇に相続させる」等の一文を記載しておくことが望ましいでしょう。

両親（のいずれか）が存命の場合



両親が既に死亡している場合

